

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年10月1日(2015.10.1)

【公表番号】特表2014-530400(P2014-530400A)

【公表日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-063

【出願番号】特願2014-529804(P2014-529804)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 06 F 3/048 (2013.01)

【F I】

G 06 F 17/30 310 A

G 06 F 3/048 656 C

G 06 F 17/30 320 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月11日(2015.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューティングデバイスにおいて、該コンピューティングデバイスの現在アクティブなアプリケーション又は構成要素が文字入力をサポートしていないときに、文字の入力を受信するステップと、

前記文字の入力に応答して、前記文字を検索語として表示するデータ入力部を含むシステムレベル検索ユーザインターフェースを表示するステップと

を含む、方法。

【請求項2】

前記システムレベル検索ユーザインターフェースは、ユーザがアプリケーションを選択することを可能にし、前記アプリケーションのユーザ選択に応答して、前記検索語に基づいて前記選択されたアプリケーションについての検索結果を表示する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記表示するステップは、

前記システムレベル検索ユーザインターフェースの検索結果部内に、前記検索語に基づく検索結果を、該検索結果の複数のエントリのうちの最初のエントリをフォーカスして、表示するステップと、

前記検索結果部のユーザ選択を必要とせずに、前記最初のエントリのユーザ選択に応答して前記最初のエントリに基づいて適切なアクションをとるステップと

をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記表示するステップは、

前記システムレベル検索ユーザインターフェースの検索結果部内に、前記検索語に基づく検索結果を、該検索結果の複数のエントリのうちの最初のエントリをフォーカスして、表示するステップと、

前記検索結果部のユーザ選択を必要とせずに、1つ又は複数のキーボードの矢印キーの

ユーザ選択に応答して前記複数のエントリのうちフォーカスされるエントリを変更するステップと

をさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

コンピューティングデバイスであって、

1つ又は複数のプロセッサと、

前記 1 つ又は複数のプロセッサによって実行されると、該 1 つ又は複数のプロセッサに

、
当該コンピューティングデバイスにおいて、キーボードショートカットであるユーザ入力を受信させ、

前記ユーザ入力に応答して、検索語が表示される第 1 の部分と、複数のユーザ選択可能な識別子が表示される第 2 の部分とを有するシステムレベル検索ユーザインタフェースを表示させる、

命令を記憶したコンピュータ記憶媒体と、

を含み、前記複数のユーザ選択可能な識別子は、前記検索語を使用して検索することができる複数の範囲のうちの 1 つを識別し、前記複数の範囲は前記検索語を使用して検索することができる 1 つ又は複数のアプリケーションを含む、コンピューティングデバイス。

【請求項 6】

前記システムレベル検索ユーザインタフェースは、前記検索語を含む、前記コンピューティングデバイス上の 1 つ又は複数のアプリケーションを識別する検索結果を表示するアプリケーション範囲検索ユーザインタフェースを含む、請求項 5 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 7】

前記システムレベル検索ユーザインタフェースは、前記検索語を含む、前記コンピューティングデバイス上の 1 つ又は複数の構成設定制御要素を識別する検索結果を表示する設定範囲検索ユーザインタフェースを含む、請求項 5 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 8】

前記システムレベル検索ユーザインタフェースは、前記検索語を含む、前記コンピューティングデバイス上の 1 つ又は複数のファイルを識別する検索結果を表示するファイル範囲検索ユーザインタフェースを含む、請求項 5 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 9】

前記システムレベル検索ユーザインタフェースは、検索結果が表示される第 3 の部分をさらに含み、前記検索結果は、前記検索語と、前記第 2 の部分内の前記複数のユーザ選択可能な識別子のうちのどの識別子がフォーカスされているかに基づく、請求項 5 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 10】

前記システムレベル検索ユーザインタフェースは、前記複数のユーザ選択可能な識別子の各々について、前記検索語に基づく前記複数の範囲のうち前記識別された 1 つについての検索結果内のエントリ数の指示をさらに含む、請求項 5 に記載のコンピューティングデバイス。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

アプリケーション特有の範囲とは、検索結果を生成することができる特定のアプリケーション 1 1 2 を指す。アプリケーション特有の範囲内で検索語を検索することは、特定のアプリケーション 1 1 2 が（特定のアプリケーション 1 1 2 がどのような様式を所望する

かにかかわらず)検索語を検索し、(特定のアプリケーション112がどのような様式を所望するかにかかわらず)検索結果を提供することを指す。アプリケーション112のうち、検索結果を生成することができる特定のアプリケーションは、下記により詳細に説明されるように、システムレベル検索モジュール118に登録されているアプリケーション112である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

アプリケーション特有範囲識別子が選択されたことに応答して、データ入力部204内の、選択された識別されているアプリケーションについての検索語の検索結果が、検索結果部208内に表示される。選択されたアプリケーションは、どの項目が検索語を含むかを決定し、検索結果部208のための検索結果及び表示を生成する。図6の図示される例では、映画アプリケーションの3本の映画が検索語を含んでおり、これらの映画の識別子が、検索結果部208内に「The Patriot」、「Planet of the Apes」及び「Psycho」として表示される。図示されるように、検索結果部208は、(例えば「映画アプリケーション(Movie Application)」のようなアプリケーションの名前、アプリケーションを表すアイコン又は記号等を表示することによって)選択されたアプリケーションの指示を含むこともでき、選択されたアプリケーションの指示を、データ入力部204に近接して(例えばその上に)提供することができる。図示されていないが、任意選択的に、選択されたアプリケーションの検索結果の数の指示(例えば「(3)」)を検索結果部208内に、及び/又は選択されたアプリケーションのアプリケーション特有範囲識別子212に隣接して含むこともできる。